

喜多方地方広域市町村圏組合競争入札に係るくじ運用基準

(令和2年4月30日決裁)

喜多方地方広域市町村圏組合が制限付一般競争入札及び指名競争入札の方法により発注する競争入札の結果、入札金額等が同額等の理由により落札者となるべき者が複数いる場合は、この基準により落札候補者等の順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の4桁の数値を記入

(1) くじがある場合に備えて、入札参加者は入札書にあらかじめ「くじの数」(任意の4桁の数値)を記入しておくこと。

(2) 「くじの数」は、必ず4桁記入すること。

※ 「くじの数」に空欄がある場合は、その部分に0を充てる。

また、「くじの数」の欄が全て空欄、一部又は全部の欄が不明瞭若しくは数値以外の文字が記入されている場合は、入札金額の上4桁分を「くじの数」とみなす。(入札金額が4桁に満たない場合は、不足桁数は0を充てる。)

例1) 「くじの数」が□ □ 1 □とある場合、上記規定により「くじの数」は0 1 0とする。

例2) 入札金額が5, 6 7 8, 9 0 0円でくじの数が全て空欄の場合、上記規定により「くじの数」は入札金額の上4桁の5 6 7 8とする。

例3) 「くじの数」が6 7 8 Qで、入札金額が1, 2 3 4, 0 0 0円である場合、上記規定より「くじの数」は入札金額の上4桁の1 2 3 4とする

例4) 入札金額が2 7 円5 銭の場合、上記規定により「くじの数」は2 7 5 0とする。

2 くじの手順

(1) くじ対象者(同額入札者)に「くじ番号」を付与

入札番号順に0から付与する。(入札番号は、制限付一般競争入札であれば入札参加申込順、指名競争入札の場合は指名通知番号順とする。)

例) 制限付一般競争入札において入札参加申請の受付順が1、2、5の3者がくじ対象者となった場合

- ・ 入札参加申請順 1 番・・・くじ番号0
- ・ 入札参加申請順 2 番・・・くじ番号1
- ・ 入札参加申請順 5 番・・・くじ番号2

(2) くじ対象者の「くじの数」を合計し、くじ対象者の数で除し、余りを算出する。

この場合において、「くじの数」の合計がくじ対象者数よりも小さく、除することができない場合は、余りを「0」とみなす。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致したくじ番号の入札参加者を落札候補の第1順位者とする。

(4) 上記(3)の計算結果に1を足したくじ番号の入札参加者を第2順位者とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。

(5) 第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第3順位者とする。

この場合において、第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を第3順位とする。

(6) 第4順位者以下は、(5)の規定に準じて順位を決定する。

3 具体例

商号又は名称	入札額	くじの数	くじ番号	落札候補順位	備考
A建設	12,345,000 円	0 0 2 9			
B建設工業	12,000,000 円	1 2 0 0	0	2	くじの数未記入
C組	12,000,000 円	0 0 1 9	1	3	
D建設工業	11,850,000 円	0 2 4 0			最低制限価格未 満のため失格
E組	12,000,000 円	0 0 5 5	2	4	
F建設	12,000,000 円	7 7 7 7	3	1	

(1) くじ対象者の「くじの数」を合計する。

$$(1\ 2\ 0\ 0) + (0\ 0\ 1\ 9) + (0\ 0\ 5\ 5) + (7\ 7\ 7\ 7) = 9\ 0\ 5\ 1$$

(2) 上記の和をくじ対象者の数で除する。

$$9\ 0\ 5\ 1 \div 4 = 2\ 2\ 6\ 2 \text{ (余り } 3\text{)}$$

なお、くじの数の和がくじ対象者の数より少ない等の理由により除することができない場合は、計算結果を「0」として取り扱う。

(3) 上記計算結果によって、落札候補第1順位者は、くじ番号「3」のF建設

・第2順位者は、本来上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「4」の者となるが、くじ番号「4」は今回存在しないので、くじ番号「0」のB建設工業

・第3順位者は、上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「1」のC組

・第4順位者は、上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「2」のE組

※ 指名競争入札の場合は落札者の決定のみとなることから第1順位の選定のみ行い、第2順位以降の選定は行わない。

4 適用時期

令和2年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。